

この請求書は、「直接支払制度」を利用しない場合に使用いたします。

出産育児一時金は、妊娠4か月または8・5日以上の分娩(死産を含む)をした場合に支給されます。

法定給付の額

産科医療補償制度加入機関で出産した場合	4・2万円 (令和5年3月31日以前の出産) 5・0万円 (令和5年4月1日以後の出産)
上記以外の医療機関等で出産した場合	4・0・4万円 (令和3年12月31日以前の出産) 4・0・8万円 (令和5年3月31日以前の出産) 4・8・8万円 (令和5年4月1日以後の出産)

添付書類について

次の3点の書類を添付して下さい。

1. 医師または助産師が発行した出生証明書等、出産の事実を証明する書類
もしくは、市区町村長が発行した戸籍謄本(抄本)
※ただし請求書の⑯または⑰の証明欄に証明がある場合は不要です。
2. 医療機関等から交付される代理契約に関する文書(合意文書)の写し
「直接支払制度を利用するに合意していない旨」、「申請先保険者名」の2点が
明記されていることが必要です。
3. 医療機関等から交付される出産費用の領収・明細書の写し
「直接支払制度を用いていない旨」の記載及び産科医療補償制度の加算対象出産で
ある場合には「その旨を証するスタンプ」の押印があることが必要です。

記入上の注意

認定から6か月以内に出産の場合、重複支給の防止のため⑧の欄に、前健康保険の
名称・記号番号・本人家族の別・加入期間について、ご記入ください。

※健康保険法第106条又は船員保険法第73条の規定により、1年以上健康保険又は船員保険の
被保険者であった方が被保険者資格喪失後、6か月以内に出産された場合、資格を喪失した最
後の保険者から出産育児一時金の支給を受けることができます。

⑬支払金融機関の欄には、被保険者名義の口座をご記入ください。

※マイナンバーとともに国に登録している公金受取口座を振込先にする場合は□を付けてください。

※マイナポータル等で口座情報を登録・変更した場合、情報が反映されるまでに数日を要します。

被保険者以外の口座に振込みを希望される場合には、⑭受取代理人の欄のすべてに
ご記入ください。(被扶養者でない方や受取代理人は、公金受取口座を振込先に指定できません。)